

～ 廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部改正の概要について ～

1 背景・趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 27 年 2 月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」（以下「答申」という。）として答申がされました。この答申を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）等が改正されました。

2 改正の内容

1 廃水銀等及びその処理物の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定（令第 1 条及び第 2 条の 4）

 **施行日：水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日**

(1) 特別管理一般廃棄物への指定

① 水銀又はその化合物が使用されている製品（以下、「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀

※ 一般家庭で水銀使用製品（水銀温度計など）が破損し、漏洩した廃水銀は該当しません。

② 上記①の廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(2) 特別管理産業廃棄物への指定

① 特定の施設（下表参照）において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設 ※ <u>水銀が使用されている備え付けのポロシメータ等を想定し、水銀温度計等の水銀使用製品である測定機器は該当しない</u>
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関
七	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

※ 表中第五号から第七号に掲げる施設において生じた廃水銀等は、廃試薬等を想定します。

- ② 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物（ばいじんや汚泥等）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※ 水銀使用製品が破損したことで漏洩した廃水銀は該当しません。

- ③ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

2 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加（令第4条の2及び第6条の5）

 **施行日：水俣条約の発効日又は平成28年4月1日のいずれか早い日**

(1) 収集運搬に係る処理基準

- ① 廃棄物の飛散流出防止等の特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準が新たに設けられました。

ア 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

イ 運搬容器は、密閉できることその他の構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有するものであること。

- ② 積替え又は保管に当たっては、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準が新たに設けられました。

ア 容器に入れて密封すること。その他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること。

イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

ウ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 事業場の保管場所における特別管理産業廃棄物の保管基準

廃水銀等を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、上記②ア～ウの基準が新たに設けられました。

3 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の中間処理方法及び処分方法の追加（令3条、令第4条の2及び第6条の5）

 **施行日：平成29年10月1日**

(1) 特別管理産業廃棄物

埋立処分にあたっては、あらかじめ環境大臣が定める方法により処理することとし、環境省令で定める判定基準を満たさない当該処理物については、遮断型最終処分場にて処分することとし、判定基準に適合するものについては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で

定める必要な措置を講じた管理型最終処分場（水面埋立地を除く）にて処分すること。

(2) 特別管理一般廃棄物

処分又は再生については、環境大臣が定める方法により行うこととし、当該処理物の埋立処分にあたっては、特別管理産業廃棄物の整理と同様とする。

4 水銀含有等産業廃棄物に係る収集運搬、処分等の基準の改正（令第6条及び6条の5）

 施行日：平成29年10月1日

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準の追加

- ① 破砕することのないような方法により行うこと。
- ② 他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること。
- ③ 積替え又は保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 水銀含有等産業廃棄物の処分等の基準の追加

- ① 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ② 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように、必要な措置を講ずること。
- ③ 水銀含有等産業廃棄物のうち環境省令で定めるものについては、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀回収を行うこと。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外 安定型最終処分場への埋立を禁止する。

5 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等（令第7条及び第7条の2）

 施行日：平成29年10月1日

(1) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加する。

(2) 廃水銀等の硫化施設の縦覧等の対象となる施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、令第7条の2の生活環境影響調査書等の公告縦覧や市町村長の意見聴取等の手続きを要する産業廃棄物処理施設に指定する。

6 その他

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

今回の改正によって、新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

(2) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当しないものについて

特別管理産業廃棄物に該当しない廃水銀等の収集運搬及び保管に当たっては、現行の処理基準が適用されますが、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じ、生活環境保全上適正に扱われることが望ましいとされています。

見本